

## 答 申

### 第 1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成 18 年 5 月 9 日付け山口警会第 212 号で行った公文書の部分開示決定及び同日付け山口警会第 213 号で行った公文書の非開示決定について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

なお、上記決定に対する不服申立てに係る諮問は、平成 18 年 6 月 12 日付け山公委第 24 号及び同日付け山公委第 25 号の 2 件であるが、同一の請求に係る決定に対する不服申立てに係る諮問であり内容も密接に関連することから、2 件を併合して審査した。

- 1 平成 17 年 4 月分の捜査第一課の県費報償費（捜査費）及び国費捜査費の捜査費現金出納簿について
  - ア 収入金額、支払金額及び差引残高の各欄
- 2 平成 17 年 4 月分の捜査第一課の県費報償費（捜査費）及び国費捜査費の捜査費支出証拠書類について
  - (1) 捜査費支出伺
    - ア 様式の部分
    - イ 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影
    - ウ 支出伺に係る金額、「記」の金額欄の金額
    - エ 所属
    - オ 「外 名渡し」の記載
  - (2) 支払精算書
    - ア 様式の部分
    - イ あて名
    - ウ 既受領額、支払額、差引過不足（ ）額及び支払額内訳欄の金額
    - エ 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影
    - オ 返納（不足）額の返納（支出）伺い文
  - (3) 捜査費交付書兼支払精算書
    - ア 様式の部分
    - イ 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影
    - ウ あて名
    - エ 既受領額、交付額、支払額、返納額並びに内訳欄の交付額、支払額及び返納

額

- (4) 支払伝票
  - ア 様式の部分
  - イ 内訳欄の金額
- (5) 領収書等の所属長の確認書
  - ア 様式の部分
  - イ 所属長の官職・氏名及び印影

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 本件諮問事案に係る公文書の開示請求

審査請求人は、平成18年4月11日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「捜査一課の捜査費支出証拠書類、現金出納簿、捜査費送付書（平成17年度分の国費と県費）（17年度の4月分のみとする）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 本件諮問事案に係る実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「捜査第一課の県費報償費（捜査費）及び国費捜査費の捜査費現金出納簿（平成17年4月分）、捜査第一課の県費報償費（捜査費）及び国費捜査費の捜査費支出証拠書類（平成17年4月分）のうち、表紙、捜査費総括表」と「捜査第一課の県費報償費（捜査費）及び国費捜査費の捜査費支出証拠書類（平成17年4月分）のうち、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書及び支払伝票（添付書類を含む。）」（以下、両方の公文書を併せて「本件公文書」という。）に分けて特定し、前者については、平成18年5月9日付け山口警会第212号で公文書の部分開示の決定を、後者については、同日付け山口警会第213号で公文書の非開示の決定（以下、両方の処分を併せて「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

### 3 本件処分の具体的な決定内容

本件処分の書類ごとの具体的な決定内容は次のとおりである。

#### (1) 全部開示したもの

捜査費支出証拠書類表紙、4月分捜査費総括表

#### (2) 部分開示したもの

捜査費現金出納簿

#### ア 開示をしない部分

「年月日」欄、「科目、摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄、「差引残

高」欄のうち、4月の受入、月分計及び累計に係る収入金額・支払金額・差引  
残高欄を除く部分

イ 開示をしない理由

(ア) 条例第11条第4号該当

捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、他の情報との比較・  
分析により、捜査の動向が推測され、被疑者等の事件関係者において逃亡・  
証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれがあるため

(イ) 条例第11条第2号該当(「科目、摘要」欄に限る。)

公安委員会規則(平成14年山口県公安委員会規則第2号)に定める警部  
補以下の階級にある警察官の氏名に関する情報が記録されているため

(3) 非開示としたもの

捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書、支払伝票(添付書類を  
含む。)

ア 開示をしない理由

(ア) 条例第11条第4号該当

捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの情報を公に  
することにより、

- ・ 捜査の動向が明らかとなり、被疑者等の事件関係者において逃亡・証拠  
隠滅等の対抗措置を講じられるなど、捜査活動に支障を及ぼすおそれ  
がある
- ・ 捜査協力者等が特定され、被疑者等により危害を加えられるおそれ  
がある

ため

(イ) 条例第11条第7号該当

公にすることにより、協力関係を公にしないことを前提としている捜査協  
力者等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため

(ウ) 条例第11条第2号該当

- ・ 捜査協力者等の個人を識別できる情報が記録されており、公にすること  
により個人の権利・利益を害するおそれがあるため
- ・ 公安委員会規則(平成14年山口県公安委員会規則第2号)に定める警  
部補以下の階級にある警察官の氏名に関する情報が記録されているため

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成18年5月29日付けで行政不服審査

法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、部分開示決定処分（山口警会第212号）について、捜査費現金出納簿のうち、収入金額、支払金額、差引残高の非開示処分の取消しを求めるとともに、非開示決定処分（山口警会第213号）について、条例第11条第2号該当部分（個人情報に係る部分）以外の開示を求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 請求人が情報開示申立ても含め本件審査請求を行うのは、犯罪捜査に名を借りた公金の不正流用が全国的に多発しており、これをチェックするためである。
- (2) 処分庁における不開示決定（212号、213号）について、処分庁はその理由として、条例第11条第2号、第4号、及び第7号を挙げている。第2号については何ら異論はない。しかし、第4号及び第7号を根拠とする処分庁の決定には納得できない。これでは、公金の適正な運用がなされていることの確認ができない。
- (3) 第4号の理由について処分庁は「相当の理由がある情報」とすることへの個別検討した結果・立証を尽くしていない。

請求人は、当然に犯罪捜査に支障を及ぼすような情報の開示は求めておらず、捜査費個別の領収書についても金額のみの開示を求めるものである。

#### (4) 実施機関の理由説明に対する意見

ア 審査請求人の不開示部分を不服とした具体的箇所と特定に誤りがあったのかもしれないが、警部補以下の階級であろうがなかろうが、捜査員の氏名の公表については非開示であって当然であり、このようなレベルで県警と争う理由はない。階級いかにかわらず、捜査員の氏名公表は求めない。

イ その余の警察の主張については一定の理解は出来るものの、すべてが「おそれ。」の一言でしかなく、そのような「おそれ。」が現実的に多発し、公益、治安を害していることの立証が尽くされていない。

ウ 犯罪捜査機関である全国の警察が、捜査報償費の秘匿性を悪用し、ウラ金を捻出していたことは既に公知の事実である。（県警が否定するならば、追って疎明資料を提出する。）また、非開示の理由として「おそれ。」又は「認められる。」「推認される。」等の可能性にしか触れていない。つまり、肝心な県警が「おそれ。」とすることが現実化した事実、その頻発度の証明が全くなされておらず、かかる状況下において「おそれ。」等の理由をもって、非開示とする県警の決定は疑問である。山口県警の公金（捜査報償費）不正流用は疑いの段階でしかないものの、我々民間人には、ある程度の資料が提示されない限り、それらがあつた

かどうかのチェックすることさえもできない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

##### 1 非開示とした理由

###### (1) 条例第11条第4号該当性（犯罪捜査等情報）

捜査費現金出納簿は、捜査費の日々の出納状況を記載する書類である。非開示とした部分に記載されている情報は、特定の事件名、当該事件を担当する捜査員の官職・氏名、捜査活動に必要な経費として捜査員に概算交付する現金の交付額や当該経費の支払精算に伴う返納額等であり、個別の事件捜査と密接に関連し、個々の捜査員の活動状況をはじめ、捜査体制、捜査手法、捜査の進捗状況等、当該所属における捜査活動そのものを反映しているものである。

また、捜査費支出証拠書類のうち、表紙及び各月分捜査費総括表以外の文書には、捜査費の支払いをした、捜査員氏名、支払年月日、支払金額、支払事由（捜査協力者や情報提供者の住所・氏名、事件名等）などが記録されており、これは正に犯罪捜査活動そのものを費用の面から具体的に表しているものである。

過去において、警察に敵対する犯罪組織等の様々な者が、警察の動きを把握しようとして各種の調査活動を行っていた等の事実が認められており、これら捜査費の個別執行に係る情報を公にすれば、当該所属の個別執行状況と発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び被疑者等の事件関係者が知り得る情報とを照合・分析することにより、

特定事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察されるおそれがあり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある。

捜査体制、捜査手法等の捜査活動の実態が明らかになり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるおそれがある。

捜査協力者等が特定又は推測され、被疑者等事件関係者からの報復・攻撃のおそれがあるほか、警察と協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力を得られなくなるおそれがある。

個別の交付金額から、協力者等に対する謝礼単価が推測され、謝礼の多寡が一般的に知られることにより、警察と協力者等との関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

など、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある。

なお、今回の対象文書は、1か月分の捜査費の執行に関するものであり、当該請求に係る文書に限って言えば、継続した捜査活動が推察しがたいという主張も考え

られるが、今後、このような開示請求が繰り返し行われるなどした場合、当時の犯罪情勢、報道、事件関係者が知り得る特有の情報とが相まって、継続する捜査活動の進捗状況等が一層鮮明になり、被疑者等に対抗手段を講じられるおそれがあることは明らかである。

また、捜査員の氏名等に関する情報についても、これらを明らかにすることにより、捜査費を執行した捜査員が特定され、被疑者等の事件関係者から報復等を受けるおそれがあることから、条例第11条第4号の犯罪捜査等情報に該当すると判断した。

## (2) 条例第11条第7号該当性（協力・信頼関係情報）

捜査協力者や情報提供者については、捜査員との信頼関係において、自らに関する情報が完全に秘匿されるものであるとの前提の下に、情報提供等の捜査協力をしているものである。

捜査協力の年月日等、関係者以外の一般人にとっては些細と思われる情報であっても、捜査協力者等に関する情報が一部でも公にされると、犯罪組織等が保有する情報と相まって、捜査協力者等が存在することが推認され、これらの者や家族等が被疑者等の事件関係者やその所属する組織から報復や攻撃を受けるおそれがあるほか、捜査協力者等自身がその不安を感じることとなれば、以後の協力を得られなくなるなど、捜査活動に多大な支障を及ぼすこととなる。

よって、対象文書のうち、捜査協力者及び情報提供者に対する協力謝礼の交付やこれらの者との接触のために要した支出等、捜査協力者及び情報提供者に係る記載について、条例第11条第7号の協力・信頼関係情報に該当すると判断した。

## (3) 条例第11条第2号該当性（個人情報）

支出証拠書類に編綴される書類には、捜査協力者や情報提供者等の氏名等、個人情報記載されており、これらの情報が公にされると、個人が特定又は推認され、関係者のプライバシーを侵害し、個人の権利・利益を害するおそれがある。

捜査員の氏名等のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、「山口県情報公開条例第11条第2号二の公安委員会規則で定める警察職員を定める規則」（平成14年山口県公安委員会規則第2号、以下「公安委員会規則」という。）により非開示と判断した。

当該非開示理由については、審査請求人においても異論はなく、議論の余地はないと認められる。

## 2 部分開示について

条例第12条は、いわゆる部分開示について規定しているところ、これは、開示請求に係る公文書に非開示事項に該当する情報が記録されている部分がある場合におい

て、その部分を容易に区別することができるときは、その部分を除いて部分開示すべきと規定しているものに過ぎない。

つまり、捜査費現金出納簿の「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」欄の記載は、それぞれの行ごとに事件名、捜査費を受領する捜査員の氏名、交付及び返納年月日等と一体となって、具体的な捜査費の執行状況を表す独立した一体的な情報を成しており、また、捜査費支出証拠書類のうち、捜査費支出伺、捜査費交付書兼支払精算書、支払精算書及び支払伝票（添付書類を含む。）は、捜査費の個々の具体的な執行状況について、事件名、捜査費を受領する捜査員の氏名、捜査費執行金額、年月日、捜査指揮官たる取扱者等、捜査活動と密接に関連する事項を個別文書一枚ごとに記載しており、当該捜査費の具体的な執行状況に関する、いわば独立した一体的な情報を成すものとして作成されているものであり、このような独立一体的な情報をさらに細分化して、その一部分を部分開示の対象とすることまでも義務付けているとは解されない。

なお、このことを踏まえた上で、仮に捜査費現金出納簿について金額部分を、捜査費支出証拠書類について個別情報のうち個人識別情報以外のものを、それぞれ切り分けて開示することとしたとしても、

犯罪集団等は、集団内部に捜査協力者等が存在するのではないかなどと常に神経を尖らせており、様々な方法で当該事件に関する独自の情報を収集し、保有しているものであって、事実、警察の捜査情報等を集めていた事例が明らかになっていることから、日付や支出額等それ自体としては開示しても直ちに格別問題を生じないと思われるような断片的な情報であっても、そのような断片的情報と、独自に有する情報とを照合・分析することによって、捜査協力者等が存在すること自体が明らかになる可能性は否定することができず、結果として、それらによる捜査協力者等の割り出しを助長し、捜査協力者等が報復・攻撃される危険性があるほか、捜査の進展状況等を察知するなどして、逃走や証拠隠滅を企て、あるいは、捜査手法等に応じた対抗措置を講ずるおそれがある。

捜査費現金出納簿については、個別の支出金額が明らかになることによって、協力者等に対する謝礼単価が推察されるおそれがあり、協力者等に謝礼の多寡が知られることとなれば、協力関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

捜査費支出証拠書類については、作成する様式が規定されていることから、捜査費の執行件数と証拠書類の作成枚数は概ね比例しており、各月ごとの証拠書類の枚数は捜査費の執行件数の多少をそのまま反映することとなる。本件開示請求にあっては、平成17年4月分に限定されたものであるが、このような開示請求

が繰り返し行われ、これを事件ごと、あるいは当該所属ごとの一連のものとして捉えれば、捜査の着手の有無や進捗状況を推測することができ、被疑者等の事件関係者がこれを認知した場合は、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれや、捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれがある。

など、個別の情報といえども条例第11条第4号に該当（捜査協力者等に係る情報については同条第7号にも該当）し、捜査活動に多大な支障を来すと認められる。

## 第5 審査会の判断

### 1 捜査費の概要

実施機関の理由説明書によれば、一般的に「捜査費」と呼ばれるものには、国費と県費があり、国費の捜査費については「国費捜査費」、県費については「県費報償費（捜査費）」として整理されるものであり、具体的には次のとおりである。

#### (1) 捜査費の性格

捜査費は、犯罪捜査等に従事する捜査員の活動に要する諸経費及び犯罪捜査等に関する情報提供者等に対する諸経費に充てられ、その性質上、緊急を要し、又は秘匿性を要するため、通常の手続を経ては捜査活動に支障を来す場合に使用できる現金経理が認められた経費である。

#### (2) 具体的な用途例

##### ア 犯罪捜査等に従事する捜査員の活動のための経費

- ・ 聞き込み、張込み、追尾等に際して必要となる交通費、入場料、物品費、通信費等の経費
- ・ 拠点等の施設の借上げ等に要する経費

##### イ 犯罪捜査等に関する情報提供者等に対する経費

- ・ 情報提供者及び捜査協力者に対する謝礼
- ・ 情報提供者等との接触に要する経費

#### (3) 捜査費の執行の流れ

捜査費の会計経理については、警察本部長を取扱責任者とし、捜査費を執行する本部の担当課長、隊長及び警察署長を各所属における出納の責任者たる取扱者としている。

取扱者は、継続中の捜査の進展状況や今後予想される事案等を踏まえて、翌月の所要額を取扱責任者に要求する。取扱責任者は、各取扱者の要求内容等を勘案して交付額を決定し、各取扱者に所要額を概算交付する。

取扱者は、捜査費をもって充てるべき経費の必要性が生じたときは、捜査員に所要額を概算交付する。捜査員は債主（情報提供者、店舗等）に対して、所要の支払

いを行い、支払精算書等を作成し、領収書等を添えて取扱者に提出して精算を行う。

また、捜査費のうち、捜査員が日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費である捜査諸雑費は、取扱者から中間交付者（本部の担当課長補佐、警察署の課長等）を経て、月初めに所要額が捜査員に概算交付され、捜査員は支払の都度支払伝票を作成し、領収書等を添えて中間交付者に提出する。月末に中間交付者が取りまとめて、取扱者に対して精算を行う。

## 2 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の理由説明書の記載内容並びに当審査会が本件公文書をインカメラ審理で実際に見分した結果、次のとおりであると認められる。

### (1) 捜査費現金出納簿

取扱者が、自己の取り扱った捜査費の出納を明らかにするため、収支状況を記録したもので、「年月日」欄、「科目、摘要」欄、「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄で構成されており、各欄には、次の情報が記録されている。

#### ア 「年月日」欄

捜査費の受入れ・交付・返納年月日

#### イ 「科目、摘要」欄

捜査費の受入れ・交付・返納の事由、事件名、捜査員の官職・氏名、取扱者等の印影

#### ウ 「収入金額」欄

取扱責任者から捜査費の交付を受けた金額、月計、累計

#### エ 「支払金額」欄

捜査員への捜査費の交付金額、捜査員から返納された金額、月計、累計

#### オ 「差引残高」欄

捜査費の差引残高

### (2) 捜査費支出証拠書類表紙

取扱者が、当該所属における月ごとの捜査費の収支に係る書類を証拠書類として一綴りにした際に作成する表紙である。

### (3) 4月分捜査費総括表

取扱者が、当該所属における月ごとの捜査費の収支を総括するもので、当該月の受入額、支払額等が記録されている。

### (4) 捜査費支出伺

取扱者が捜査員に捜査費をもって充てるべき経費の所要額を概算交付する際に作成するもので、作成年月日、支出金額、捜査員の勤務所属・官職・氏名、交付額、支出事由（事件名等）、交付年月日等が記録されている。

(5) 支払精算書

捜査員が執行した捜査費の精算をする際に作成するもので、作成年月日、あて名、捜査員の官職・氏名、受領年月日、受領額、支払額（合計）、差引過不足（ ）額、支払年月日、支払事由（捜査協力者等の住所・氏名、事件名等）、支払金額などが記録されており、店舗等の領収書（レシート）、領収書等の所属長の確認書等が添付されている。

(6) 捜査費交付書兼支払精算書

中間交付者が個別の捜査員に捜査諸雑費を交付する際に作成するとともに、その精算書を兼ねた文書であり、作成年月日、あて名、交付を受ける捜査員の官職・氏名、交付年月日、交付額、支払額、返納額等が記録されている。

(7) 支払伝票

捜査員が月初めに交付を受けた捜査諸雑費を月末に精算するために、支払いの都度作成するもので、作成年月日、捜査員の官職・氏名、支払年月日、支払金額、支払先、支払事由（捜査協力者等の氏名、事件名等）などが記録されており、店舗等の領収書（レシート）が添付されている。

(8) 領収書

捜査員が捜査費を執行した際に取得した文書で、支払事由を証明するために、支払精算書又は支払伝票に添付されており、領収年月日、領収金額、捜査員の官職・氏名、店舗名等が記録されている。

(9) 領収書等の所属長の確認書（支払精算書に添付されたもの）

領収書等を取得した捜査員がその支払内容を所属長に申告しその確認を求めるために作成するもので、作成年月日、捜査協力者の氏名、捜査員の官職・氏名、物品名、所属長の官職・氏名及び印影等が記録されている。

3 部分開示について

(1) 条例第12条について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

本条は、請求のあった公文書の一部に非開示事項がある場合であっても、当該情報を容易に区分することができるときは、当該公文書の全体を開示しないのではなく、非開示事項を分離し、その残りの部分の開示をしなければならないことを定めたものであり、「容易に区分することができる」とは、区分することが、公文書の中の非開示事項が存在している状態、部分開示をするための複写物を作成する

時間、経費等から判断して、容易に可能であるときと解される。

また、本条の規定に基づき、公文書の部分開示を行うに当たっては、条例が原則開示を基本理念とすることを踏まえ、第11条第3号から第8号に規定する「おそれ」を生じさせるものであるかどうかにより非開示情報の範囲は画されるものであり、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて当該公文書を開示すべきであり、第3号並びに第5号から第8号に規定する非開示情報については、各号に規定される「おそれ」があるとする客観的、具体的な判断理由について、第4号に該当する情報にあつては「おそれ」があると認めることに係る相当の理由について説明すべきと考える。

(2) 本件公文書について

本件公文書のうち、捜査費現金出納簿については、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」欄の記載がそれぞれの行ごとに事件名、捜査費を受領する捜査員の氏名、交付及び返納年月日等と一体となって、具体的な捜査費の執行状況を表す独立した一体的な情報と捉えるのではなく、これら情報について、第4号に規定する「おそれ」があると認められる最小の範囲を非開示情報として捉え、「おそれ」があるとした相当な理由を説明すべきである。また、捜査費支出証拠書類のうち、表紙及び4月分捜査費総括表以外の公文書については、事件名、捜査費を受領する捜査員の氏名、捜査費執行金額、年月日、取扱者等、捜査活動と密接に関連する事項を個別文書一枚ごとに記載していることにより、当該捜査費の具体的な執行状況に関する独立した一体的な情報と捉えるのではなく、これら情報についても同様に、第4号に規定する「おそれ」があると認められる最小の範囲を非開示情報として捉え、「おそれ」があるとした相当な理由を説明すべきである。

当審査会としては、実施機関のような独立した一体的な情報の捉え方は、必要以上に部分開示の範囲を限定することとなるものであって、条例の原則開示の基本理念と相容れないものとする。したがって、実施機関の主張は採用できない。

4 条例第11条第4号の該当性について

(1) 条例第11条第4号について

条例第11条は、同条第4号に規定する、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を開示しないことができるとしている。

本号について、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断などの特殊性があるこ

とから、司法審査の場においては、実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものと解される。

このため、当審査会は司法審査機関ではないが、上記の考え方に基づき本号該当性を判断することとする。実施機関は、捜査費現金出納簿は捜査活動そのものを反映したものであり、また、捜査費支出証拠書類のうち、表紙及び各月分捜査費総括表以外の文書は、費用面から犯罪捜査活動そのものを具体的に表したものと捉え、その理由を非常に抽象的に述べている。しかしながら、本件公文書は公金の支出の証拠書類であり、公金の支出として県民等への説明責任が内在するものであり、条例の原則開示の精神からして、本号の適用に当たって、実施機関の裁量が無制限に認められるものではなく、裁量権を委ねられた実施機関の責任の重さに鑑みると、本号の適用に当たっては、相当の理由の存在について実施機関にさらなる説明責任があると考えられる。

したがって、当審査会は、実施機関の理由説明書のほかインカメラ審理や実施機関職員の意見陳述等を踏まえ、対象各公文書ごとに実施機関が非開示とした情報について、本号に該当する相当の（合理的な）理由があるかどうかについて社会通念に照らし客観的に判断することとした。

## (2) 本件公文書について

### 捜査費現金出納簿

#### ア 「年月日」欄

年月日欄には、取扱者から捜査員等への捜査費の交付日や捜査員から取扱者への捜査費の返納日等が記載されており、これらの日付は犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報である。このため、日付が開示された場合、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報（以下「相当の理由がある情報」という。）として非開示としたことは妥当である。

#### イ 「科目、摘要」欄

「科目、摘要」欄には、事件名、捜査費の交付・返納事由、捜査員の官職・氏名等が記載されており、開示された場合、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

#### ウ 「収入金額」、「支払金額」、「差引残高」の各欄

これらの欄には、捜査費の概算交付額、返納額、差引残高等が記載されてい

るが、「年月日」欄や「科目、摘要」欄、捜査費支出証拠書類の日付、捜査員の官職・氏名、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

#### 捜査費支出伺

##### ア 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、所属長又は次長が一般的な会計処理の決裁又は確認をするために押印しているものであり、相当の理由がある情報とはいえない。

また、これらの印影は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文に該当するが、同号二の公務員等の職務遂行情報に該当し、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、これらの印影については開示すべきである。

##### イ 日付

作成年月日及び「記」の交付年月日は、犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報であり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

##### ウ 金額

支出伺に係る金額及び「記」の金額欄の金額は、捜査費の概算交付額を示すものであるが、金額が個別の支払金額と一致する場合があります。しかしながら、支払精算書の日付、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

##### エ 所属

本件請求は所属を特定してなされたものであり、開示請求に係る所属が明らかになるにすぎないもので、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

##### オ 交付先捜査員の官職及び氏名

交付先捜査員の官職及び氏名は捜査員に関する情報であり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

##### カ 「外 名渡」の記載

捜査費を交付した捜査員の人数は明らかになるが、特定の事件の捜査員そのものの人数が明らかになるものではなく、相当の理由がある情報とはいえ開示すべきである。

#### キ 支出事由

支出事由欄には特定の事件名や捜査諸雑費の交付内容が記載されており、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

#### 支払精算書

##### ア 日付

作成年月日、受領年月日、支払年月日及び精算結果の返納・領収年月日は、のイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

##### イ あて名

あて名は捜査費取扱者である所属長であり、相当の理由がある情報とはいえない。

また、当該所属長は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文に該当するが、同号二の公務員等の職務遂行情報に該当し、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、あて名については開示すべきである。

##### ウ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、のオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

##### エ 金額

既受領額、支払額、差引過不足( )額及び支払額内訳欄の金額については、個別の支払金額が明らかになる情報であるが、日付、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえ開示すべきである。

##### オ 支払額内訳欄の支払事由

支払事由欄については、支払先、事件名、捜査協力者等の住所・氏名、支払理由等が記載されており、開示された場合、捜査協力者等が明らかになったり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、 のアと同様に、相当の理由があるとはいえず開示すべきである。

キ 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文

捜査費の返納あるいは追加支出の事実を示すにすぎない情報であり、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

捜査費交付書兼支払精算書

ア 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、 のアと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

イ 日付

作成年月日、受領年月日及び内訳欄の交付年月日は、 のイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ あて名

あて名は所属長であり、 のイと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 交付先捜査員等の官職・氏名、印影及び確認印

作成者の官職・氏名、印影、内訳欄の交付先捜査員の官職・氏名、確認印は、 のオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

オ 金額

既受領額、交付額、支払額、返納額並びに内訳欄の交付額、支払額、返納額は、捜査諸雑費の概算交付額、支払総額、返納額等が記載されたものであるが、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

支払伝票

ア 日付

作成年月日及び内訳欄の支払年月日は、 のイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ 作成者の官職・氏名及び印影について

作成者の官職・氏名及び印影については、 のオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 金額について

内訳欄の金額は個別の支払金額であるが、 の工同様に、相当の理由がある

情報とはいえず開示すべきである。

## エ 内訳欄の支払先及び支払事由について

支払先及び支払事由欄には、支払先、事件名、捜査協力者等の氏名、捜査員の官職・氏名、支払理由等が記載されており、 のオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

### 支払精算書及び支払伝票に添付された領収書及びレシート

これら領収書等は、記載内容のほか、その様式、印字等で捜査員が捜査活動で使用した店舗等が明らかになるおそれは否定できない。これら領収書等が開示されると特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

### 領収書等の所属長の確認書（支払精算書に添付されたもの）

これまで判断したとおり、様式以外に記載されている部分のうち作成年月日、捜査協力者の氏名、捜査員の官職・氏名、物品名は、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当であるが、所属長の官職・氏名及び印影は開示すべきである。

### 捜査費支出証拠書類の枚数等について

捜査費支出証拠書類の枚数から捜査費の執行件数の多少をある程度は推測できるとは考えられるが、その程度の推測からは、捜査の着手の有無や進捗状況を推測できるものではなく、特定事件に関して被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講ずるおそれがあり捜査活動に支障を来すとは考えられず、相当の理由があるとは認められない。

## 5 条例第 11 条第 7 号の該当性について

### (1) 条例第 11 条第 7 号について

条例第 11 条は、同条第 7 号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

また、本号の運用に当たっては、情報公開事務の手引きに「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、おそれの有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、原則開示の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈することのないよう」との運用指針が示されている。

### (2) 本件公文書について

実施機関は、捜査協力者等と捜査員との信頼関係において捜査協力者等の自らに関する情報が完全に秘匿されるべきという認識の下に、本件公文書の支出証拠書類のうち、捜査協力者等に対する協力謝礼の交付やこれらの者との接触のために要した支出等、捜査協力者等に係る記載一切について本号に該当すると判断している。

当審査会も、犯罪捜査において捜査協力者等の自らに関する情報が完全に秘匿されるべきという点は是認できるが、本号の協力・信頼関係情報は、実施機関の職員が作成又は取得した情報について、捜査協力者等が客観的に識別され又は識別されるかどうか等を勘案しながら、それを公開することにより、捜査協力者等との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるかどうかを判断すべきものである。

本件公文書に記載されている情報は、捜査協力者等に対する捜査費の支払に関する情報であり、例えば金額のような捜査協力者等の客観的な識別性のない情報までもが本号に該当することになれば、公文書(捜査費)の開示の決定権が捜査協力者等の意思に委ねられることになり、このことは条例の原則開示の基本理念に反することになることから、本号の趣旨をこのように解釈することはできない。

したがって、本件公文書のうち、支払精算書及び支払伝票の支払先欄、支払事由欄、領収書等の所属長の確認書に記載されている捜査協力者等の住所・氏名は、公開することにより、捜査協力者等との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあり本号に該当するが、その余の情報については、公開することにより、捜査協力者等との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれはなく、本号に該当しない。

#### 6 条例第11条第2号(個人情報)の該当性について

当審査会は、捜査員の官職・氏名、捜査協力者等の住所・氏名については、前述のとおり、条例第11条第4号及び第7号で該当性を判断しており、また、審査請求人の不服申立の趣旨等から、当事者双方に異議はないものと認められるため、本号の該当性については、審査しないものとする。

以上の理由から、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

#### 第6 審査会の審査経過

別紙のとおり(省略)